

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年10月13日(2016.10.13)

【公表番号】特表2015-526178(P2015-526178A)

【公表日】平成27年9月10日(2015.9.10)

【年通号数】公開・登録公報2015-057

【出願番号】特願2015-527793(P2015-527793)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/16 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/16

【手続補正書】

【提出日】平成28年8月19日(2016.8.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも1枚のレンズ及びハブティックから成る、眼内レンズであって、

前記ハブティックが、レンズと接続された複数のハブティック要素から構成され、

a) 前記ハブティック要素には、真正面から見ると本質的には台形の、部分領域があり、2つの隣接するハブティック要素の基部が、前記レンズへの遷移部で、相互接続され、さらに、

b) 前記台形の部分領域の前記レンズに面しない側のハブティック要素が、リング状のハブティックリング部分の一部を有し、2つの隣接するハブティック要素のハブティックリング部分は、無負荷状態では、互いに僅かに離間されており、これにより2つの隣接するハブティック要素の間に、本質的にはケーキ片または線形の切り込みが入っていることを特徴とする眼内レンズ。

【請求項2】

請求項1の眼内レンズにおいて、当該眼内レンズが、前記ハブティックで相互接続された、少なくとも1枚の前部レンズ及び後部レンズを具え、これらの前部と後部レンズならびにハブティックとがキャビティを形成し、当該キャビティの少なくともレンズ領域に充填剤を含むことを特徴とする眼内レンズ。

【請求項3】

請求項1または2の眼内レンズにおいて、前記ハブティック及び/または切り込みによって画定される前記キャビティの領域の一部または全部が充填剤によって占められていることを特徴とする眼内レンズ。

【請求項4】

請求項1から3のいずれかの眼内レンズにおいて、充填剤を有する1またはそれ以上の格納部が、管を介して前記キャビティに接続されており、これにより、遠近調節の間、または挿入のために前記眼内レンズを折り畳む際の、前記キャビティの体積変化の際、前記充填剤が前記格納部内に移動可能であり、その逆も可能であることを特徴とする眼内レンズ。

【請求項5】

請求項1から4のいずれかの眼内レンズにおいて、前記ハブティック及び/またはハブティックリング部分が、それぞれ、赤道部で相互接続された、前部及び後部部材を具える

ことを特徴とする眼内レンズ。

【請求項 6】

請求項 1 から 5 のいずれかの眼内レンズにおいて、前記切り込みが被膜または皮で閉鎖されていることを特徴とする眼内レンズ。

【請求項 7】

請求項 1 から 6 のいずれかの眼内レンズにおいて、前記ハプティックリングの外径部での前記切り込みの累積幅は、無負荷状態で、円周の 25 % 未満であることを特徴とする眼内レンズ。

【請求項 8】

請求項 1 から 7 のいずれかの眼内レンズにおいて、前記ハプティック要素の基部の累積間隔が、前記ハプティックリングの外径の円周の、25 % 未満であることを特徴とする眼内レンズ。